

新宿区地域防災計画(平成 29 年度修正)

概 要 版

新宿区防災会議

第1部 新宿区地域防災計画の修正概要について

1 地域防災計画

自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第42条に基づき、新宿区防災会議が作成します。

この概要版では、平成26年度以降の各法令の改正、ガイドラインの整備等を受けて、修正を行った震災対策計画編と風水害対策計画編について記載しています。

2 平成29年度修正の背景

区は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年6月公布）、平成26年に修正された東京都地域防災計画を受けて、平成26年度に新宿区地域防災計画の修正を行い、防災対策を推進してきました。

その後、平成27年1月に土砂災害防止法が改正され、土砂災害対策に必要な基礎調査結果の公表の義務化、市区町村地域防災計画において土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項等を定めることとされました。これを受けて、東京都は基礎調査結果に基づき、平成28年度に新宿区内の自然崖における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定および公表を行いました。

また、平成28年度には、内閣府が避難勧告等に関するガイドラインを改定、区では事業継続計画（BCP）を改訂して業務継続体制の強化について定めたところです。

これらの状況を踏まえ、各法令、ガイドライン等との整合性を確保するとともに、更に即応性、実効性等を高めるため、新宿区地域防災計画の修正を行いました。

3 平成29年度修正のポイント

(1) 関係法令等の改正に伴い、必要な事項を修正しました。

- ① 土砂災害警戒区域等の指定に伴い、土砂災害ハザードマップの作成や住民への周知等について追記しました。
- ② 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、避難勧告等の名称、周知事項等について追記しました。

(2) 新宿区事業継続計画（平成29年改定）に対応する事項を修正しました。

(3) 新宿区耐震改修促進計画（平成29年度改定）に対応する事項を修正しました。

(4) その他、平成26年度以降の区における防災対策の取組み、組織名、表の数値、協定、各種データ等について時点修正を行いました。

4 計画の構成

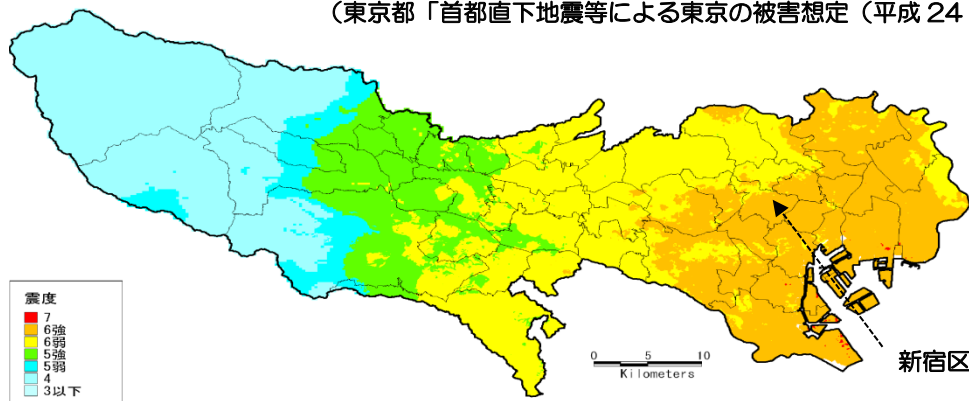
計画の全体構成は、これまでと同じ「総則、震災対策計画、風水害対策計画、大規模事故等対策計画、附編東海地震事前対策」の5編構成としました。

5 想定される災害

都の被害想定では、「東京湾北部地震・マグニチュード 7.3」の場合、区の面積の約 8 割が震度 6 強、約 2 割が 6 弱の揺れに見舞われます。

震度 分布		5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7
	東京都	32.8%	13.7%	29.0%	24.4%	0.1%
	新宿区	0.0%	0.0%	19.5%	80.5%	0.0%

(東京都「首都直下地震等による東京の被害想定(平成 24 年 4 月))



⇒「東京湾北部地震・マグニチュード 7.3・冬の 18 時・風速 8m/秒」の場合での被害想定

死者	負傷者	建物全壊	建物焼失	帰宅困難者	避難者	電力停電率
293 人	6,792 人	3,683 棟	2,179 棟	313,811 人	76,805 人	20.5%

※平成 25 年 5 月に公表された「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」では、島しょ部に最大 30m を超える大津波が襲来、多大な被害をもたらすと結果が想定されているものの、区部や多摩地域の最大震度等の想定は「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい想定結果となっています。

このため区では、「首都直下地震等による東京の被害想定」を基本として、本計画を策定しています。

6 震災による被害の軽減 → 減災目標の設定

東京都地域防災計画では、減災目標「被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)」が設定されており、平成 24 年 11 月以降、10 年以内に達成することとしています。

区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、区防災計画の平成 25 年度修正時に、これまでの減災目標を改めて、以下に示す「減災目標」を設定しました。

減災目標達成の取組に際し、行政機関のみならず地域の様々な主体が防災対策に積極的に参画協働する取組を強化し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、自主防災組織、消防団等の地域防災力の向上を図ります。また、様々な施策を総合的に推進することにより、この「減災目標」について、平成 29 年度修正においても承継し、平成 25 年 12 月以降、10 年以内の達成を目指します。

目標 1 死者を約 6 割減少させる

建物全壊や地震火災等による最大死者数約 290 人を約 6 割減の約 120 人にする。

目標 2 避難者を約 4 割減少させる

住宅の倒壊や火災による避難者約 77,000 人を約 4 割減の約 46,000 人にする。

目標 3 建築物の全壊・焼失棟数を約 6 割減少させる

ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失約 5,900 棟を約 6 割減の約 2,400 棟にする。

7 減災目標を達成するための主な対策

- 1 新宿区耐震改修促進計画に基づく建築物等耐震化支援事業
- 2 家具類の転倒・落下・移動防止対策
- 3 救出・救護体制の強化
- 4 防災まちづくり対策
- 5 消防力の充実・強化
- 6 区民や事業所の火災対応力の強化
- 7 情報伝達体制の充実

第2部 震災対策計画の主な内容

1 区民と地域の防災力向上

■到達目標■

- 1 自助の備えを講じている区民の割合を100%に到達
- 2 東京防災隣組※の活動を区内へ普及
- 3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上
- 4 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化
- 5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

※ 東京防災隣組：都は、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定し、その取組みを支援しています。

1 具体的な取組（予防対策）

(1) 自助による区民の防災力の向上

区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」とであるとの自覚を高め、防災対策に取り組むように、防災意識の啓発を推進するとともに、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を進めます。

(2) 防災意識の啓発

ア 防災広報の充実

地震に関する一般知識、出火防止・初期消火の心得、発災時の心得、準備等の防災意識の啓発を行います。

イ 防災教育の充実

区職員への防災教育を計画的に進めるとともに、学校、幼稚園、保育園、子ども園で防災教育を実施しています。

(3) 防災訓練の強化

住民、事業所及び防災機関がそれぞれの役割を確認し、相互の連携を深めることで、発災時の防災活動を円滑に実施できるようにするため、各機関において防災訓練を行います。

(4) 防災区民組織等の強化

広い地域に渡って同時火災の発生、道路交通の混乱等が発生した場合、防災機関の活動だけでは、対応には限界があります。そのため、防災機関に加え、区民や事業所が一体となって初期消火や救出救護等を実施する必要があります。

区及び防災機関は、訓練、講習会、助成等により、地域住民が団結し組織的に防災活動を行う防災区民組織の育成強化や活性化を図るとともに、事業所の防災体制の指導等に努めていきます。



(5) ボランティアとの連携の強化

被災地のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、区は都、地域の社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを進めます。

(6) 区民・行政・事業所等の連携

従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施する対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していきます。

(7) 地区防災計画の作成

災害対策基本法の改正により、ボトムアップ型により地域の防災力を高め、居住者や事業者による自発的な防災活動を促進する「地区防災計画制度」が創設され、地区防災計画を提案できる仕組みが設けられました。

2 具体的な取組（応急対策）

(1) 発災時の区民の取組

発災時、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止します。その後、災害情報等の確認を行い、自主防災活動に務めるものとします。

(2) 地域による応急対策の実施

消防団、防災区民組織、事業所等は、自らの安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施します。

(3) 区民及び民間団体との協力体制

発災時は、区及び防災関係機関が相互に協力し、総力をもって応急対策を実施することはもちろん、区民、防災区民組織及び事務所の防災組織等、地域に密着した民間団体の協力が不可欠のため、協力体制の確立を図ります。

2 安全な都市づくりの実現

■到達目標■

- 1 木造住宅密集地域の不燃領域率 60%
- 2 建築物の耐震化

1 具体的な取組（予防対策）

(1) 防災都市づくり

発災時に大規模な火災や都市機能の低下を防ぐとともに、円滑に消火、避難、救助、救援活動を実施するため、逃げないですむまち・安全で安心して住めるまちの実現に向け、東京都等と連携して、次の取組を中心に、地域の状況や特性に応じた防災性の向上を図っていきます。

ア 災害に強い都市構造の確保

イ 市街地整備に向けたまちづくり（木密地域不燃化 10 年プロジェクト：西新宿五丁目地区）

ウ 道路の整備

エ 建築物の耐震化及び安全対策（新防火地域の指定：上落合二・三丁目地区ほか／耐震マーク表示制度の活用／感震ブレーカー等設置費用助成 等）

オ 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止対策

カ 文化財施設の安全対策

キ 区有施設の応急危険度判定実施体制の整備

ク 液状化、長周期地震動への対策の強化

ケ 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止

コ 高層建築物及び地下街等の安全化

サ オープンスペース等の確保

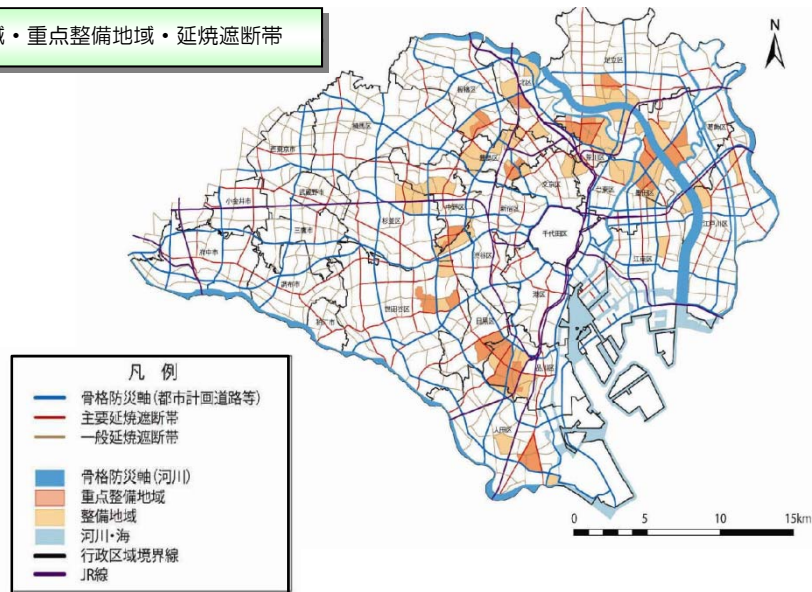


東京都耐震マークの3区分
「新耐震適合」「耐震診断済」「耐震改修済」

(2) 危険物等の安全化

石油等の危険物施設や高圧ガス・有毒物質等については、法令による規制、指導等により、安全化を図ります。

整備地域・重点整備地域・延焼遮断帯



2 具体的な取組（応急対策）

(1) 消火・救助・救急活動

発災時に想定される火災や危険物、有毒ガス等の漏えい等の拡大を防止するため、消火・救助・救急活動体制及び消防機関、危険物等施設の管理者等による応急活動態勢を確立します。

(2) 河川施設等の応急対策による二次災害防止

余震等による二次災害を防止・軽減するため、東京都や施設管理者と連携して、河川施設等、社会公共施設等、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止等の応急対策を行います。

(3) 危険物等の応急措置による危険防止

爆発や流出を防止するため、危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等、危険物輸送車両等の応急対策を行います。

(4) 公共施設等の応急・復旧対策

都市機能の確保や各種復旧対策の実施に欠かせない上・下水道施設、電力施設、電話通信設備、都市ガス施設、交通施設等の公共施設等については、適切な応急対策及び早期復旧に向けた取組を進めます。

3 具体的な取組（復旧対策）

社会公共施設等については、原状復旧を基本にしつつ、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧に努めます。また、二次的な土砂災害防止対策として、地盤の緩み等により土砂災害の危険性が高まっている所には、可能な限りの対策を行います。

3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

■到達目標（都）■

- 1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化 100%
- 2 首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への水道管の耐震継手化及び下水道管の耐震化 100%
- 3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

1 具体的な取組（予防対策）

(1) 交通施設の安全化

道路、鉄道等については、耐震化や長寿命化対策、電線類の地中化を進めるとともに、道路占用物の耐震化、関係交通機関施設の耐震化等を働きかけていきます。

(2) 生活関連施設の安全化

水道・下水道施設等の耐震化や、早期復旧に向けた仕組みづくり等ライフライン機能の確保に向けた対策を実施します。また、自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持します。

2 具体的な取組（応急対策）

(1) 警備・交通規制

発災時は、社会的混乱及び道路交通の混乱が予測されるため、警察が総力をあげた警備態勢をとります。

また、発災直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両の通行を確保することを重点として交通規制を実施します。

ア 第一次交通規制

大地震が発生した場合は、速やかに環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する等の第一次交通規制を実施します。

イ 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等を勘案し、第一次交通規制から第二次交通規制に移行し、規制範囲を拡大又は縮小します。

(2) 道路・橋りょう・河川

道路、橋りょう、河川等の公共施設が地震により損壊した場合、その後の救援救護活動等に重大な支障を及ぼす恐れがあります。これらの公共施設等が被災した場合、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動ができるよう努めます。

また、多数の乗客を輸送する鉄道は、発災時に直接人命にかかわる被害が発生する恐れがあるため、被害を最小限にとどめ、迅速・適切な応急措置を講じることにより、輸送の確保を図るものとします。

(3) 生活関連施設の応急対策

上下水道、電力、ガス、通信等の都市施設が被災した場合、都市機能がマヒし、その影響は極めて大きいので、各防災関係機関においてそれぞれ確立の上連携し、応急対策等を迅速に実施します。

3 具体的な取組（復旧対策）

(1) 道路・橋りょう

道路・橋りょう管理者は、道路上の障害物を除去し、被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧を行います。

(2) 鉄道施設

各鉄道事業者は、都市機能の確保や復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めます。応急対策の終了後、被害等を調査分析し、本復旧計画を立て、実施します。

(3) 河川施設等

護岸施設が破損した時は、応急復旧に努めるとともに排水に全力を尽くします。区は応急復旧については、大規模なものを除き都の指導の下に行います。都は応急復旧に関し、区に技術援助を行うほか、大規模なものについては、直接実施します。

(4) 水道

都水道局が行う水道の復旧は、優先順位に留意し、30日以内の復旧を目指します。

(5) 下水道

都下水道局は、水再生センター、幹線管さよ等の主要施設から順に復旧を図ります。

(6) 電力・ガス・通信等

東京電力、東京ガス等の事業者が、緊急度、社会的優先度等を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に応急対策を行います。

4 広域的視点からの応急対応力の強化

■到達目標■

- 1 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築
- 2 近隣自治体や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携
- 3 大規模救出活動や復旧活動拠点の確保

1 具体的な取組（予防対策）

(1) 災害活動体制の整備

応急対策を迅速・的確に実施するためには、活動要員の確保と発災初期における対応が重要であり、次のように必要な施策を整備しています。

- ア 災害時応急活動マニュアルの作成
- イ 災害対策本部運営訓練等の実施
- ウ 防災服等の配備
- エ 職員防災住宅の整備
- オ 職員連絡網の整備

(2) 事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定

発災時、区役所自体も被災し、人員、物資等の利用に制約が生じる事態に備え、区は、「新宿区事業継続計画（地震編）」を策定しています（平成29年3月改訂）。

- * BCP：被害想定の下で、震災により人員・物資等の利用に制約が生じると予想される一定期間において優先して実施すべき業務をあらかじめ特定すること、限られた人員・物資等の資源を有効に活用すること、また、そのための資源の確保等の課題と対策について定めたもの。

(3) 消火・救助・救急活動体制の整備

ア 対策内容と役割分担

機関名	安 全 化 対 策
東京消防庁	1 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 2 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立
警視庁	1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 2 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
区	区内3消防署と連携し、防災区民組織等の教育訓練を実施

イ 都の広域連携体制

都は、発災時に他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、九都県市、全国知事会、21 大都市（政令市）、関西広域連合等他の地方公共団体と相互応援協定を締結しています。

ウ 出火の防止

消防署は、発災時の出火を防ぐため、火気設備・器具等の安全化、事業所防災計画の作成推進等の施策を進めます。

エ 初期消火体制の充実

延焼火災の防止には、初期消火対策が特に重要であるため、区は地域消火器、小型消防ポンプ、スタンドパイプの配備等により、各消防署は消防用設備の適正化、初期消火資機材の開発・普及及び地域における自主防災体制の充実強化等により、区民の防災行動力向上を図っています。

オ 火災の拡大防止

現在の都市構造では、出火防止や初期消火を徹底しても、なお延焼火災が予想されます。火災が予想される地域については、区の防災都市づくり等にあわせて、次のとおり人命の安全確保を重点とした消防活動体制の充実を図ります。

- ・消防水利の整備
- ・消防活動路等の確保
- ・ヘリサインの整備
- ・消防活動が困難な地域の解消

カ 地域防災体制の確立

大地震時は、火災や救助・救急事象が同時多発し、円滑な消火活動ができないことが予想されるため、地域ごとに防災関係機関、住民・事業所等の組織が連携した防災体制を確立します。

(4) 相互応援協力等

被害状況により、他の機関に協力を求めることが予想されるため、区では各機関と相互応援協力協定を締結しています。

ア 国・地方公共団体との相互協力

東京都との給水施設の維持管理及び運用に関する協定、長野県伊那市、山梨県北杜市、群馬県沼田市との相互援助協定、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定等を締結しています。

イ 公共的団体等との協定

新宿区医師会との医療救護活動協定、新宿区歯科医師会及び新宿区四谷牛込歯科医師会との歯科医療救護活動協定、新宿区薬剤師会との救護活動協定や医薬品の備蓄及び供給に関する協定、東京都柔道整復師会新宿支部との応急救護活動協定、東京都獣医師会新宿支部との協定等を締結しています。

ウ 民間団体・学校等との協定

72の協定を締結しています。(平成30年1月現在)

(5) 応急活動拠点の整備

ア 防災センターの整備

発災時に区本庁舎に甚大な被害が生じた場合を想定し、区災害対策本部や災害情報支援システムのバックアップ施設として、新宿区立防災センターを整備しています。

イ 防災活動拠点の整備

上落合防災活動拠点及び小滝橋地域防災活動拠点を整備しています。

ウ 災害応急活動施設の整備

区は、災害時の応急活動施設として、区の施設を災害応急活動拠点、避難施設等として指定し、これらの施設に防災資機材、食料等の備蓄等の整備をしています。

2 具体的な取組（応急対策）

(1) 区の応急活動態勢

ア 新宿区災害対策本部の設置

区内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合、本計画等に基づき、新宿区災害対策本部を設置し、災害応急対策に必要な職員を動員・配置します。

そのため、発災時等の迅速な応急態勢の確立に向け、職員防災住宅を設置するとともに、緊急時職員参集システムを整備しています。

イ 警察署（警視庁）の活動態勢

警察署は、警視庁管内に大地震が発生した場合は、警備本部を設置して指揮体制を確立し、被害実態の把握、交通規制、救出救助等の活動を行います。

ウ 防災機関の活動体制

関係防災機関は、所管の災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急



中高層マンションにおける
防災対策をまとめた小冊子

対策が円滑に行われるよう、協力します。

(2) 消火・救助・救急活動

消防署は、発災時、住民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期すよう、あらゆる手段で呼掛けるとともに、消防団を含め、全機能をあげて災害に即応した防御活動を展開します。

(3) 相互応援協力

発災時、区及び各防災関係機関は応急対策を実施しますが、被災状況に応じて、都、他区市町村等の他の機関と相互に協力し、災害対策の円滑な実施を図ります。

(4) 受援の調整

応援要請団体からの職員等の受け入れを円滑に行うために、受援の調整や受入体制の整備を行います。

(5) 自衛隊への災害派遣要請

区長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請します。

5 情報通信の確保

■到達目標■

1 情報通信設備の確保

2 事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備

1 具体的な取組（予防対策）

(1) 情報機器の整備

迅速かつ的確な応急対策を実施するため、通信機器の整備、災害情報システム、都防災行政無線、緊急時職員参集システム等を導入しています。

(2) 情報体制の整備

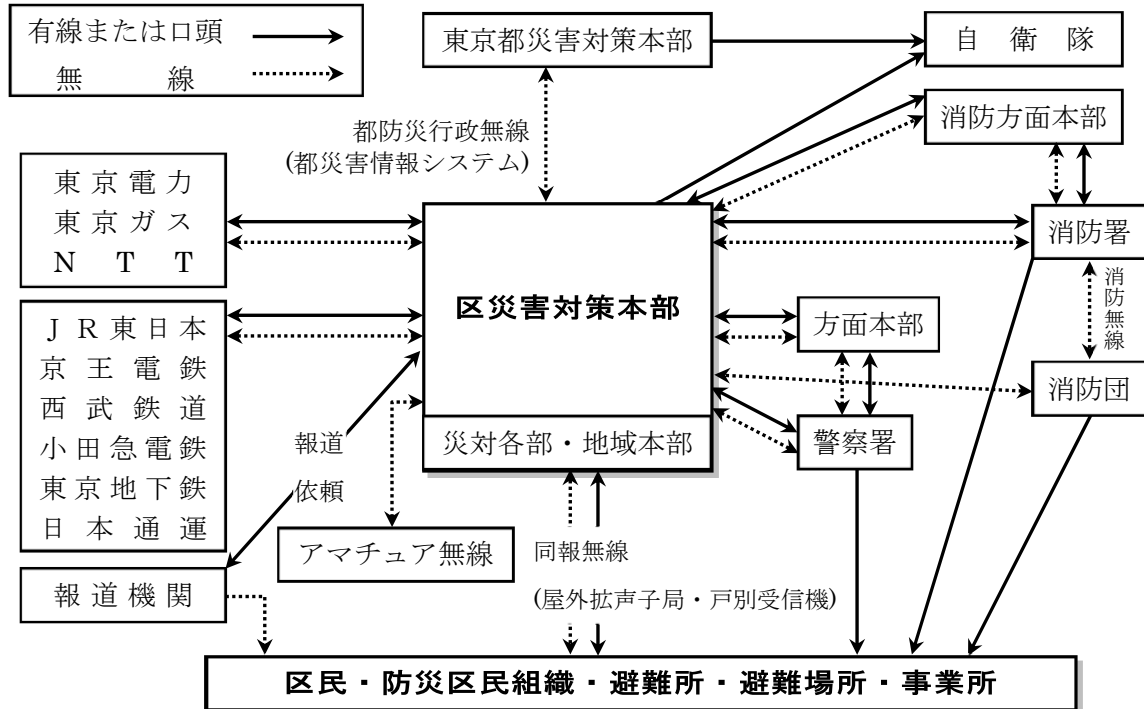
防災機関相互及び住民等への情報通信連絡体制を整備するとともに、住民相互の情報連絡等の環境整備も行います。

2 具体的な取組（応急対策）

(1) 情報連絡体制

円滑な応急対策を実施するためには、各防災関係機関の緊密な連携の下、災害情報を的確・迅速に把握する必要があります。震災時の情報連絡体制は、次の図のとおりです。

凡 例



(2) 被害状況等の調査及び報告

各種応急対策の実施のため、区内の被害状況、被災者の実態についての的確に把握し、都等に報告します。

(3) 広報及び広聴活動

区は、防災関係機関と連携するとともに、インターネットやSNS、緊急速報メール等を積極的に活用し、住民に対して速やかに正確な情報を提供します。また、改正された災害対策基本法に基づき、家族等から照会があったときは、被災者の安否情報を提供します。さらに、広聴活動を展開し、住民の要望事項の把握に努めます。

6 医療救護等対策

■到達目標■

- 1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築
- 2 医薬品等の確保に向けた、区薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築
- 3 都内の全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化 100%）、区内の病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築
- 4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

1 具体的な取組（予防対策）

(1) 初動医療体制の整備

- ア 被災状況を踏まえ、限られた医療資源を最大限活用できるよう、情報連絡体制を構築します。
- イ 医療救護班等の編成、医療救護所や災害医療救護支援センターの設置等の医療救護活動に必要な体制を確保します。
- ウ 負傷者等の搬送体制の整備を行います。
- エ 必要な資器材の備蓄、防疫体制の整備を行います。

(2) 医薬品・医療資器材の確保

的確な医療を提供するため、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、区薬剤師会や卸売販売業者と連携した医薬品等の供給体制を強化します。

(3) 医療施設の基盤整備

都による災害拠点病院等の指定や災害医療支援病院の位置付け等に従い、区内の医療機関との連携体制を構築します。

(4) 遺体の取扱い

遺体収容所の運営等に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努めます。

2 具体的な取組（応急対策）

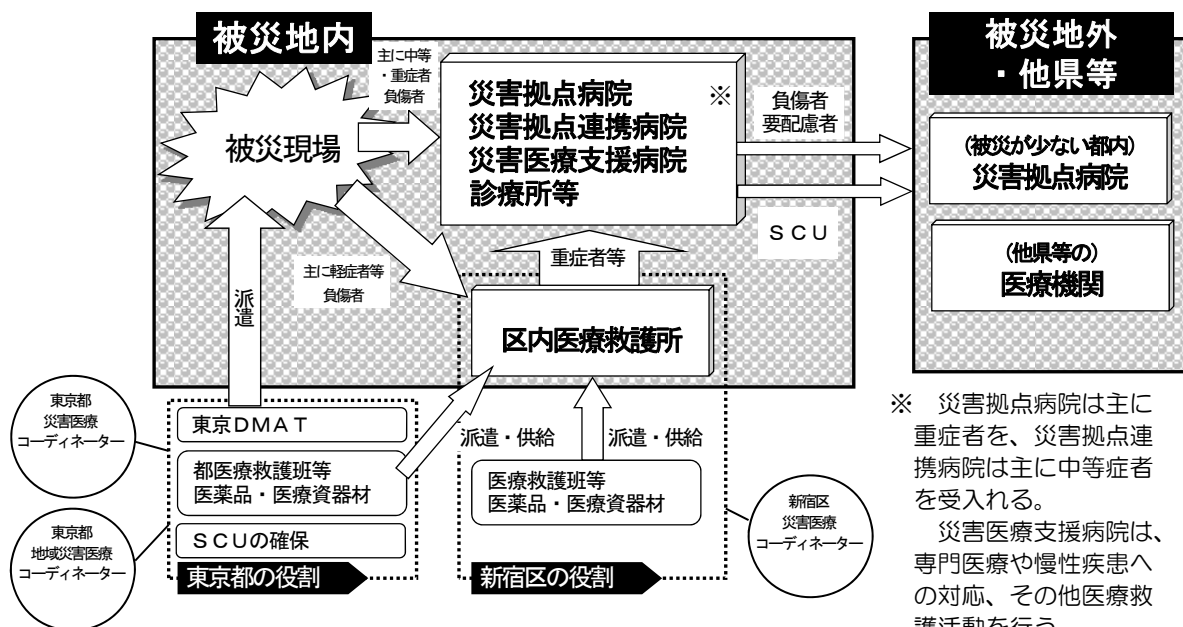
(1) 救助・救急医療活動

ア 救助・救急活動

警察、消防等の関係機関と連携して、迅速・的確な救助・救急活動を行います。

イ 医療救護

災害時医療救護の流れは、次のとおりです。



ウ 傷病者の搬送及び収容

搬送手段を持つ機関と連携して、緊急度や搬送人数に応じた搬送手段を確保します。

エ 医薬品、医療資器材の調達等

区は、発災後速やかに災害医療救護支援センター（医薬品保管庫併設）を設置します。備蓄品を活用するほか、状況により協定を締結した団体等からも調達します。

オ 保健衛生体制

避難所等における健康の保持・管理・増進に関する保健衛生対策を行います。

カ 防疫

災害時における食中毒の発生、感染症のまん延を防止するための措置を講じます。

(2) 行方不明者の搜索・遺体の取扱い

災害による行方不明者や死亡者については、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、区及び防災関係機関は連絡を密にして、遅滞なく対応します。

3 具体的な取組（復旧対策）

防疫体制を確立し、食中毒の発生、感染症のまん延等を防止する措置を講じます。

7 帰宅困難者対策

■到達目標■

- 1 事業所における帰宅困難者対策の強化
- 2 一時滞在施設の量的拡大
- 3 災害時帰宅支援ステーションの充実
- 4 代替輸送手段の確保

1 具体的な取組（予防対策）

(1) 事業所における帰宅困難者対策の強化

都民、事業者、行政等それぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例及び条例の内容を実施するための「東京都帰宅困難者対策実施計画」の周知徹底を進めていきます。

また、事業者における事業所防災計画の策定、新宿駅周辺防災対策協議会の運営、新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画の策定、集客施設及び駅等の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等を進めます。

(2) 帰宅困難者への情報通信体制整備

円滑な情報提供のため、国、都、事業者等と連携して、帰宅困難者に対する安否情報や情報提供の基盤の整備を進めます。

(3) 一時滞在施設の確保

企業や学校等に所属していない、行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設の確保を進めます。

(4) 徒歩帰宅支援のための体制整備

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、都及び区は公共交通機関の運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築します。

2 具体的な取組（応急対策）

公共交通機関が運行停止になると、ターミナル駅周辺では多くの滞留者で混乱が想定されますが、行政の公助には限界があるため、駅周辺の事業者、学校等が行政と連携して、混乱防止等を図ります。

(1) 新宿駅周辺の混乱防止

現地本部等を東口・西口に立ち上げ、情報収集等を行うとともに、大型ビジョン、インターネット、SNS等様々な手法を活用して、滞留者等に必要な情報の提供や家族等との安否確認方法の周知に努めます。また、新宿駅周辺の滞留者等を避難場所や一時滞在施設等へ誘導し、交通機関復旧まで待機を促します。

(2) 集客施設及び駅等における利用者保護

施設の安全性の確認、一時滞在施設への誘導、利用者への情報提供等を行います。

(3) 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

一次滞在施設の施設管理者は、施設の待機場所や施設入口等の安全確認や災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れます。

(4) 事業所等における帰宅困難者対策

施設の安全を確認し、周辺の火災状況等を確認し、従業員、来所者等を施設内又は他の安全な場所に待機させます。

3 具体的な取組（復旧対策）

都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送手段等に誘導して、帰宅を支援します。

8 避難者対策

■到達目標■

- 1 自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築
- 2 避難場所の確保や安全性等の確保
- 3 女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

1 具体的な取組（予防対策）

(1) 避難所の指定・安全化

ア 次のように避難所等の整備を進めています。

(ア) 一時(いつとき)集合場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、各防災区民組織が、近隣の公園等を選定しています。

(イ) 避難場所

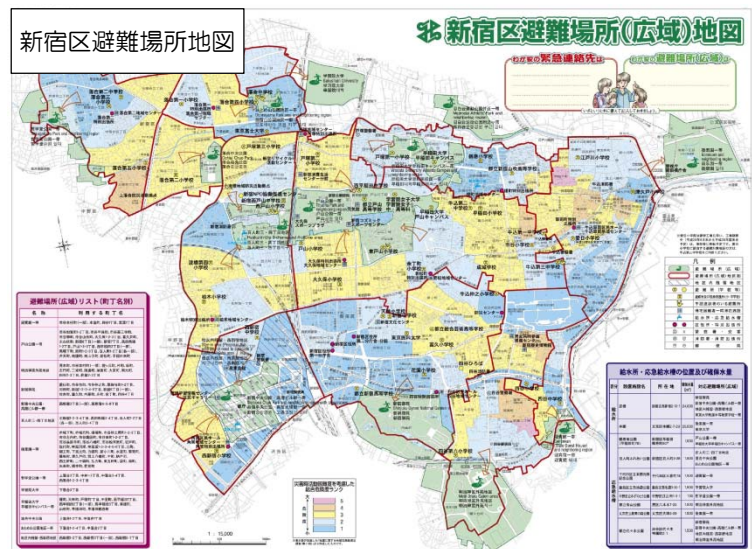
延焼火災等から避難者を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペースをいい、都が指定を行います。

(ロ) 地区内残留地区

不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域として、都が指定を行います。

(リ) 避難所

災害により住居を失ったり、被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する場所で、区が指定する区有施設等をいいます。また、高齢者や障害者等のために、二次避難所（福祉避難所）を指定しています。



- イ 避難所に指定した建物は、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保します。
- ウ 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の管理運営体制の整備

- ア 避難所の管理運営が円滑に行われるよう、あらかじめ「避難所管理運営マニュアル」を作成します。
- イ 避難所に貯水槽、仮設トイレ、非常用電源、通信機器等のほか、要配慮者のニーズにも対応した施設・設備の整備に努めます。
- ウ 避難所の管理責任者に女性を配置する等女性の参画を進めるとともに、男女双方の視点等に配慮します。
- エ 公立小中学校等の避難所は、食料等の備蓄や資器材等を整備する等、避難所機能の強化を図ります。

オ 福祉ボランティアの派遣について、福祉関係団体等と協定等を締結する等体制整備を図ります。

(3) 要配慮者等の安全確保

ア 要配慮者支援体制の確保

防災区民組織や近隣住民等による要配慮者への協力体制づくりを推進します。

(ア) 要配慮者の事前把握

区では、75歳以上のみの世帯、要介護3以上、障害者等で支援が必要な方を対象に、本人の申し出により災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成するとともに、要介護3以上、障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上の方を対象とする災害時要援護者名簿（対象者名簿）を作成し、重層的な備えに努めています。災害対策基本法の改正を受け、区は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害時要援護者名簿（対象者名簿）を「避難行動要支援者名簿」として位置付けました。

※ 要 配 慮 者：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする方。具体的には、「高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦」等を想定。

※ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方。具体的には、区が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登録対象となる方

(イ) 消防のふれあいネットワークづくりの推進

消防署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防ふれあいネットワーク）づくりを推進

(ロ) 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）登録者への家具転倒防止器具無料取付け

安全確保のため、家具転倒防止器具取付けを無料で実施（器具無料は5点まで）

イ 防災意識の普及・啓発

(ア) 要配慮者防災行動マニュアルの配布

(イ) 外国語によるパンフレット等の作成

(ロ) 防災訓練の充実

ウ 災害時における対策

(ア) 要配慮者への対応

区は、要配慮者に対する応急対策等を行うため、民間ボランティア団体と協働し、安否確認や支援サービス等の総合的対策を行います。また、社会福祉施設と二次避難所（福祉避難所）の開設と運営に関する協定について、関係機関と協議していきます。

(イ) 仮設住宅の建設及び入居者の選定

都は、仮設住宅を建設する際、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備、構造の住宅を建設します。また、区は、入居者の選定に際し要配慮者の優先に努めます。

(ロ) 巡回保健相談の実施

避難所、仮設住宅等への巡回保健相談を行う際、要配慮者に対して、よりきめ細かく対応します。

(ハ) 食料、トイレ対策

区は、乳幼児、高齢者等に配慮し、粉ミルク、離乳食、おかゆ等を備蓄するとともに、高齢者、障害者等に配慮し、車イス対応の仮設トイレを備蓄しています。

また、二次避難所（福祉避難所）にポータブルトイレ、簡易ベッド、飲料水、食料、発電機等を備蓄しています。



要配慮者防災行動マニュアル
「いざ大地震に備えて」

2 具体的な取組（応急対策）

(1) 避難体制

ア 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）など

危険が切迫した場合、区長は所轄警察署長・消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示します。なお、災害対策基本法の改正により、区長は、状況により住民に対する「屋内での退避等の安全確保措置」の指示や、「避難勧告等に当たって国や都知事に対して助言を求めること」が出来るようになりました。

イ 避難誘導

区は、避難勧告等がなされた場合、警察、消防の協力を得て地域や防災区民組織等の単位で集団の形成を図るため、一時集合場所等に避難者を集合させ、関係機関又は防災区民組織のリーダー等を中心に集団を形成し、避難場所等に誘導します（２段階避難方式）。

ウ 避難方式

震災時は２段階避難を基本とします。避難者は、まず一時集合場所に一時的に集合して集団となった後、災害状況等を見ながら、防災区民組織のリーダー、区職員、警察官等の誘導により避難場所又は避難所へ避難します。

(2) 避難場所の運用

区が警察、消防、区医師会等の防災関係機関、住民、防災区民組織等の協力を得て運用します。避難場所では、避難者に対する情報の伝達、仮設トイレの設置等の混乱防止に必要な応急措置を行います。

(3) 避難所の設置・運営

区は、「新宿区避難所開設・運営方針」を策定し、避難所の自主開設参集基準を震度５弱と定めたほか、避難所運営における指揮命令系統や、区職員、学校教職員等の役割を明確にしています。

ア 開設期間

避難所の開設期間は、発災の日から原則として７日以内とします。

イ 避難所の運営・救援活動

(ア) 避難所運営管理マニュアルに基づき、区、防災区民組織等の地域住民、避難所となる施設の管理者、ボランティア等が中心となって運営しますが、発災直後は区職員が参集できない可能性が高いため、防災区民組織等が中心となります。

(イ) 地域本部、避難所運営管理協議会に属する防災区民組織、被災住民、ボランティア等が協働して救援活動を行います。

ウ 避難者の他地区への移送

区長は、区が設置する避難所に避難者を収容できないときは、避難者の他地区（非被災地、小被災地又は隣接県）への移送を都知事に要請します。

エ 要配慮者等への対応

避難所に避難した要配慮者に対して、主に次の点に留意します。

(ア) 高齢者、障害者等は、できるだけ環境条件の良い場所に収容

(イ) 要配慮者の避難所生活に支障が生じないように配慮

(ウ) 障害の程度、病状等に注意し、避難所での生活が困難と認められる場合は、二次避難所（福祉避難所）又は適切な施設への移送

※ 二次避難所（福祉避難所）の開設

区は、被害や避難の状況から必要と認めた場合、二次避難所（福祉避難所）を開設します。

オ ボランティアの受入れ

「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等により、ボランティアを受け入れます。

カ 犬猫等動物の保護・取扱

都は、都獣医師会等関係団体と協働して「動物救護本部」を設置し、被災動物の保護を行うとともに、動物救護に関する情報提供等を行います。

9 物流・備蓄・輸送対策の推進

■到達目標■

- 1 東京都と連携した3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築
- 2 適正な物資備蓄体制の構築
- 3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

1 具体的な取組（予防対策）

都と連携して、飲料水・食料・生活必需品等を確保するとともに、そのための備蓄倉庫、輸送拠点の整備を進めます。

2 具体的な取組（応急対策）

(1) 飲料水・食料等の配給

状況に応じて、応急給水、食料の配給、生活必需品等の給与を行うとともに、救援物資の受入れ・供給体制を整えます。

(2) 緊急輸送

災害応急対策に要する人員、物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものであり、必要な車両の調達と運用、緊急輸送ネットワークの整備、緊急道路障害物除去等を行います。

3 具体的な取組（復旧対策）

時間の経過とともに多様化する被災者ニーズへの対応、炊き出し、飲料水の安全確保、生活用水の確保、備蓄物資・調達物資・支援物資の輸送等を実施します。

10 放射性物質対策

■到達目標■

- 1 円滑かつ適切に対応できる体制の整備
- 2 適切な情報提供による区民不安の解消

1 具体的な取組（予防対策）

(1) 情報伝達体制の整備

区は都と連携して、放射性物質等の影響が懸念される事態に備え、迅速かつ機能的に対応できる体制を構築

(2) 区民への情報提供

国、都と連携し、役割分担を明確化のうえ、必要な情報を提供できる体制を整備

2 具体的な取組（応急対策）

国、都等と連携して、区内の放射線量等の測定・検査を行い、その結果を公表するとともに、状況に応じた適切な対策を実施します。

3 具体的な取組（復旧対策）

(1) 保健医療活動

健康相談に関する窓口の設置、外部被ばく線量等の測定等

(2) 放射性物質への対応

国の対処方針等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、適切な対応をとります。

(3) 風評被害への対応

風評被害を防ぐため、正しい情報を発信します。

11 住民の生活の早期再建

■到達目標■

- 1 生活再建のためのり災証明書発行手続き等の迅速化
- 2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
- 3 ごみ、がれきの広域処理体制の構築

1 具体的な取組（予防対策）

- (1) 生活再建のための事前準備
建物被害認定調査及びり災証明書発行の迅速化を図ります。
- (2) トイレの確保及びし尿処理
災害用トイレを備蓄等により確保するとともに、住民による備蓄等、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めます。
- (3) ごみ及びがれき処理
大量に発生するごみ及びがれきの処理は、区は、「東京都震災がれき処理マニュアル」に沿って都と連携して、集積場所や最終処分場等の確保を推進するとともに、広域的処理体制の構築を図ります。

2 具体的な取組（応急対策）

- (1) 被災住宅及び被災宅地の応急危険度判定
二次災害の防止等のため、使用の可否等を応急的に判断します。
- (2) 建物被害認定調査等
住宅応急修理、仮設住宅の供給等の基礎資料、り災証明書の発行に活用するため被害状況を把握します。
- (3) り災証明書の発行
各種公的融資や租税等の減免等に必要となるため、迅速な発行を行います。
- (4) 義援金の募集・受付
区、都、日本赤十字社東京都支部等各機関は、被害状況を勘案し義援金募集の実施を検討し、実施する場合は広く周知を図ります。
- (5) トイレの確保及びし尿処理
各避難所の避難人数、災害用トイレ、し尿収集業務団体等との協定等により、確保可能なし尿収集車台数等を把握した上で、都下水道局と連携した下水道施設への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を行います。
- (6) ごみ及びがれき処理
大量に発生するごみ及びがれきの処理は、区が実施し、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速に処理できる体制を整備します。
- (7) 応急教育・応急保育
生徒、児童、園児等の安全確保に万全を期するとともに、教育活動、保育等の再開に努めます。
- (8) 災害救助法の適用
区域で一定規模以上の災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合、区長は、災害救助法の適用を都知事に要請し、応急対策に万全を期します。
- (9) 激甚災害の指定
区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても、激甚法による助成援助等を受け、迅速かつ適切な応急復旧を実施する必要があります。

3 具体的な取組（復旧対策）

- (1) 応急住宅対策
自己の資力によっては住居を確保できない被災者を対象に、必要最小限の住宅の応急修理を実施し、又は応急仮設住宅を設置します。

(2) 被災者の生活再建支援

被災者の生活相談等の実施、義援金の募集・受付・配分、災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付、被災者生活再建支援金の支給、職業のあっ旋、租税等の徴収猶予及び減免等により、生活再建を推進します。

(3) 事業者等への支援

都及び政府系金融機関は、被害を受けた中小企業等に対し、復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図ります。

(4) がれき処理の実施

都は、区市町村の被災状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の下で決定します。

(5) 災害救助法の運用等

都は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施します。

12 災害復興計画

1 復興の基本的考え方

大規模な震災被害の発生時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を進める必要があります。応急、復旧は対策を迅速・機動的に、復興は対策を中長期的視点に立って、計画的に実施します。

復興に際して、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業等の施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

2 震災復興計画の策定

復興計画の策定に向けた流れは、次のとおりです。

期間	期間の性格	配慮すべき事項	対応方針
緊急対応期 (発災から 1週間程度)	1 生命の維持と緊急の生活条件の確保 2 復興の初動体制の確立	1 緊急の救援救護活動の推進 2 的確な被災状況の把握 3 初動期の対応方針の確立	1 区民への周知と緊急救助 2 災害対策本部の設置 3 避難所の開設と運営 4 救援物資の配給と調整 5 緊急輸送路の確保 6 震災復興本部の設置準備
避難期 (1週間から 1箇月程度)	1 都市生活・都市活動の復旧措置 2 復興の基本方針の確立	1 避難所の運営と救援活動の推進 2 復旧活動の推進と仮設市街地づくり 3 復興方針の確立と復興条例の準備	1 避難所の円滑な運営 2 救援物資の配給と調整 3 インフラ復旧 4 がれき処理 5 応急仮設住宅の建設 6 都市復興基本方針の策定 7 建築制限と復興整備条例
応急復興期 (1箇月から 2箇月程度)	1 応急的な仮設市街地づくりの推進 2 都市計画の手続き	1 建築制限期間(2 箇月)以降の対応方針の確立 2 仮設市街地づくり 3 都市計画手続きの推進	1 被災市街地復興推進地域指定等の都市計画の手続き 2 応急仮設住宅及び仮設市街地づくりの推進 3 都市復興基本計画の策定と公表
復興準備期 (2箇月から 3箇月程度)	1 必要な応急復旧の完了 2 復興街づくりの協議始まる	1 復興に向けての準備 2 復興街づくりの協議と合意形成 3 復興に向けての第一歩	1 ライフラインの応急復旧 2 仮設市街地づくりの完了 3 復興まちづくりの協議 4 街づくり手法の準備と合意形成 5 都市施設計画決定と事業化
復興始動期 (3箇月から 6箇月程度)	1 本格市街地づくりへの移行 2 街づくりの合意形成	1 本格市街地づくりの推進 2 街づくりの合意形成と街づくり計画の策定 3 復興都市計画の策定	1 恒常的な住宅への移行 2 ライフラインの本格復旧 3 街づくりの協議と街づくり計画の策定 4 必要な都市計画決定 5 復興都市計画の策定と公表
本格復興期 (6箇月以降)	新しい復興街づくりの推進	1 街づくり事業の推進	1 街づくり計画の策定と街づくり事業の推進 2 都市施設の整備

第3部 風水害対策計画の主な内容

1 集中豪雨・土砂災害等への対応

区内には、荒川水系一級河川として、神田川、妙正寺川の2河川があり、その総延長は、8,816mとなっています。河川等の改修が進み、溢水の危険性が低減されてきている一方で、近年、集中豪雨時の内水はん濫による浸水被害等が発生しています。この計画においては、洪水等による被害を軽減することを目的として、平成26年6月に改定された「東京都豪雨対策基本方針」等に基づく総合治水対策、区民等の防災行動力の向上、区や関係機関の活動態勢、情報収集伝達、避難等について定めています。

また、都は平成29年3月13日、区内の自然斜面において土砂災害警戒区域として20か所を指定しました。これを受けて区は、土砂災害ハザードマップの戸別配布等による危険性周知や警戒避難体制の整備等を行っています。

2 神田川洪水予報・妙正寺川水位周知・土砂災害警戒情報・特別警報

(1) 神田川洪水予報・妙正寺川水位周知

都と気象庁は、気象庁の1時間先までの予測雨量をもとに、河川水位の変動を予測し、神田川が溢れる恐れがあるときは、共同で神田川洪水予報を発表しています。また、都は、妙正寺川の水位を観測し、妙正寺川が溢れる恐れがあるときは、妙正寺川水位周知により新宿区等に情報を伝達することとしています。

(2) 土砂災害警戒情報

都は、土砂災害警戒情報の発表基準を作成し、気象庁と共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日より土砂災害警戒情報を発表しています。

(3) 特別警報

気象庁は、大雨、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけてきました。この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに特別警報を平成25年8月30日より発表することとなりました。特別警報が発表された場合、尋常でない大雨やそれに伴う洪水等が予想されており、重大な災害が起こる可能性が非常に高くなっているため、直ちに身を守るための行動を開始する必要があります。

3 新宿区洪水ハザードマップ作成等の都市型水害へのソフト対策

区は、水害時に備えた平常時からの区民の防災意識の向上を図るために、シミュレーションによる豪雨時の浸水想定区域等を表示した新宿区洪水ハザードマップを作成しています。

また、この地図に表示された浸水が想定される区域に地下室等を設置する場合は、浸水対策措置の届出を求めています。

さらに、この計画では、水防法に基づく神田川浸水想定区域における地下街等、要配慮者利用施設等の警戒避難体制の整備についても定めています。



新宿区洪水ハザードマップ

新宿区地域防災計画 概要版
平成30年3月発行
新宿区危機管理課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話03-5273-4592